

# きずな

KIZUNA

1・2  
月号

人権クエスチョンvol.5

## 被災者の暮らしは 他人事？



巻頭言「兵庫の新たなステージへ」 ..... 2  
斎藤 元彦さん(兵庫県知事)

01 今、生きているこの時を大切に ..... 3  
マギー審司さん(株式会社マセキ芸能社・マジシャン)

02 支援する人を支援する社会を目指して ..... 4  
高橋 守雄さん(全国災害ボランティア支援機構 代表理事)

03 誰一人として取り残さないための  
「災害ケースマネージメント」 ..... 5  
阪本 真由美さん(兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授)

兵庫県におけるSDGsの取組 ..... 6・7  
兵庫県企画部SDGs推進課

04 ヘイト・クライムへの取組 ..... 8  
檜垣 伸次さん(同志社大学法学部 教授)

05 外国からの方々とともに学び合い  
一緒に多文化共創のまちづくりへ ..... 9  
三宅 真理子さん(こくさいひろば芦屋 代表)

連載「国際社会と人権(5)  
—75回目の誕生日 世界人権宣言」 ..... 10  
望月 康恵さん(関西学院大学法学部 教授)

ふれあいサロン ..... 11

情報ぶらざ ..... 12



ひろげよう こころのネットワーク

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会  
兵庫県マスコットはばタン



# 兵庫の 新たなステージへ

さいとうもとひこ  
兵庫県知事 齋藤元彦

新年あけましておめでとうございます。強化します。自転車ヘルメットの購入支援を行い、高齢者に多い自転車死亡事故の減少につなげます。また、ソフト・ハード両面からユニバーサルツーリズムを進め、年齢や障害の有無に関わらず安心して旅行ができる社会を実現します。

こうしたなかでも、阪神タイガース、オリックス・バファローズ、ヴィッセル神戸の活躍は、私たちに感動を与え、地域に元気をもたらしてくれました。

選手達のはつらつとしたプレーのように、令和6年の県政も、だれもが夢や希望を持って挑戦できる社会をめざし、「攻めの県政」を展開する一年にしたいと思います。

まずは、若者・Z世代への支援です。

人と環境にやさしい農業、革新に挑む地場産業、地域に根付く芸術文化など、兵庫各地の人々の営みには、世界が持続可能な発展を遂げるための多くのヒントがあります。大阪・関西万博を機に、こうした現場に国内外の人々を誘う「ひょうごフィールドパビリオン」の取組を加速します。また、脱炭素社会実現の鍵となる水素エネルギーの活用や、有機農業の拡大に向けた担い手育成など、持続的な成長を支える取組を先導します。

まずは、若者・Z世代への支援です。

特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加するなか、被害者の8割を占める高齢者を被害から守るため、全国一の規模で集中的に対策を

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、社会経済活動が正常化しました。その一方で、物価高騰や円安は依然として私たちの暮らしに影響を及ぼしています。

こうしたなかでも、阪神タイガース、オリックス・バファローズ、ヴィッセル神戸の活躍は、私たちに感動を与え、地域に元気をもたらしてくれました。

選手達のはつらつとしたプレーのように、令和6年の県政も、だれもが夢や希望を持って挑戦できる社会をめざし、「攻めの県政」を展開する一年にしたいと思います。

まずは、若者・Z世代への支援です。

兵庫県立大学・大学院の無償化や奨学金返済支援の拡充など、結婚・出産のハードルにもなっている教育費の負担を軽減します。また、海外への留学等を支援し、国際視野を得る機会を広げます。不妊治療支援や若い世代に向けた住宅支援の充実など、兵庫で子どもを生み、育てたいという希望を叶える環境づくりも進めます。

高齢者の安全安心な暮らしを守ります。

特殊詐欺被害が過去最悪のペースで増加するなか、被害者の8割を占める高齢者を被害から守るため、全国一の規模で集中的に対策を

強化します。自転車ヘルメットの購入支援を行い、高齢者に多い自転車死亡事故の減少につなげます。また、ソフト・ハード両面からユニバーサルツーリズムを進め、年齢や障害の有無に関わらず安心して旅行ができる社会を実現します。

地域のポテンシャルを活かし、兵庫の持続的発展につなげます。

人と環境にやさしい農業、革新に挑む地場産業、地域に根付く芸術文化など、兵庫各地の人々の営みには、世界が持続可能な発展を遂げるための多くのヒントがあります。大阪・関西万博を機に、こうした現場に国内外の人々を誇る「ひょうごフィールドパビリオン」の取組を加速します。また、脱炭素社会実現の鍵となる水素エネルギーの活用や、有機農業の拡大に向けた担い手育成など、持続的な成長を支える取組を先導します。

県政推進にあたり、現場主義の徹底と対話重視の姿勢に変わりはありません。これまで以上に、現場に足を運び、地域の皆様との対話から出てくる課題やニーズを積極的に施策に反映していきます。

兵庫の新たなステージに向け、果敢に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



## 今、生きているこの時を大切に

株式会社マセキ芸能社  
マジシャン  
**マギー審司さん**

宮城県気仙沼市出身。高校卒業後にアルバイトで行ったアメリカサンゼルスの寿司屋で、お客様として来ていたプロマジシャンと出会いマジック指導を受ける。子供の頃から練習していたマジックでプロを目指すとマギー司郎に弟子入り。テレビ・CM・イベントなどで活動中。

**Q 東日本大震災にあった時のことをお教えてください。**

**A** 岐阜の仕事現場に向かうため、品川駅付近で車を停め、車内で知り合いと電話をしている時に、大きなトラックが横を通り通ったかのような揺れを感じ、「もしかしたら地震かなあー?」くらいで話をしていたら先方が慌て出し大変なことが起きていると知りました。

その後、気仙沼の弟からメールで「家族全員高台に逃げたので無事」という連絡がありました。それ以降一切の連絡が途絶えてしまいました(16時くらいだったと思います)。この後、テレビで見た気仙沼の映像が大火事だったので絶望しました。

**Q 震災の経験から学んだことはなんですか?**

**A** 今日、午前中普通に生活していても、午後には命を失う可能性があることを知り、他人事ではなく自分自身も、そして自分の家族にもいつ何があってもおかしくないと思いました。今心がけていることは、今日1日を、今この瞬間を大切に生きるということです。後悔しない生き方をしたい、そして、毎日笑ってみたいと思って日々生きています。1時間後に命がなくなってしまふ後悔しない毎日を過ごすように心がけています。

**Q 防災・減災のために取り組まれていることはありますか?**

**A** 家族とはいつでも連絡を取れるようにしています。気仙沼の知り合いからの助言で、ガソリンに助けられた人がたくさんいたということだったので車のガソリンは半分を切らないようにしています。それから、最低限の電気を確保できるだけでもかなり違うううなのでバッテリーを車に積んでいます。後は、『避難グッズは高台に』。これは気仙沼の家を流されてしまった先輩からの助言です。避難グッズを用意していても全

て流されてしまったので意味がなかったと。避難グッズは分けて用意していた方が良いとのことです。

**Q 人とのつながりを大切にするために心がけていることは何ですか?**

**A** 人を頼るとその人も頼りやすくなるのでなるべく人を頼るようにしています。そして、頼ってもらった時には出来る限り精一杯協力することにしています。人の貸し借りを嫌う人もいますが、お金以外の貸し借りは助け合いに繋がると思っています。いっぱい甘えていっぱい頼ってもらいたいです。ただ、時に迷惑がされることもあるので要注意ですが、なんでも自分1人で解決しようとせずに、人に相談して助け合って生きていきたいと思います。

**Q 最後に読者に向けてメッセージをお願いします。**

**A** 災害は「いつ」「どこで」「どんな形」で起こるか分かりません。明日が無事に迎えられる可能性は100%ではないので、今を大事にして欲しいです。

明日、自分がこの世からいなくなるとしたら「どこにいたい?」「何がしたい?」「誰といたいのか?」そして、その人とその場所で少しでも多くの時間を過ごして欲しいです。仕事もお金も大事ですが、『時間』も大切に使って欲しいです。喧嘩をしたり人の悪口を言ったりする時間があったら大好きな人といっぱい笑って楽しい時間を過ごしてください。





02

## 支援する人を支援する社会 を目指して



全国災害ボランティア支援機構  
代表理事

たかはし もりよ  
**高橋 守雄さん**

兵庫県神河町出身。兵庫県警から県庁へ出向。「1.17」では県災害対策本部で報道担当。2005年から17年間「ひょうごボランタリープラザ」で所長などを歴任。東日本大震災では12年間にボランティアバスを474回、600台、15,000人のボランティアを派遣。2019年全国初の災害ボランティアへの恒久的な助成制度を兵庫県で創設。現在は「全国災害ボランティア支援機構」代表理事。

### | 災害とボランティア

2024年は関東大震災から101年、阪神・淡路大震災「1.17」から29年、東日本大震災「3.11」から13年を迎えます。その間の防災、減災への取り組みは少しづつ進歩し成果が見られます。また、発災後に被災地へ駆け付け、被災者救援に尽力する「災害ボランティア」も欠かせぬ存在として国民に知られるようになりました。

特に毎年のように日本各地に風水害が発生する近年、「災害ボランティア」の協力無しでは、起きてしまった災害から被災地は立ち上ることが難しくなっています。しかし、その数は「ボランティア元年」と言われた「1.17」からは顕著に減りつつあるのです。

### | ボランティア数減少の原因と背景

その原因として大きなものが、少子高齢化の波が災害ボランティアにも押し寄せているということです。過去に災害ボランティアに参加した人たちが高齢化し、参加が難しくなって来ており、同時に若者の減少が進んでボランティアが減少しています。そこには単に若者の人口減だけではなく、コロナ禍、災害の記憶の風化、劣化も影響していると考えられます。

次に参加費用の問題があります。内閣府が行った「3.11」のボランティア減少要因調査で、交通費や宿泊費がかさんで「行きたくても行けない」と回答した人が全体の4割を超えたという報告があります。「ボランティア活動は全て自弁で」という考えも確かに少なからずあると思いますが、多発し、激甚化する近年の災害対応にはそうした「善意」だけに頼ることには限界が来ているように見えます。

### | これからの災害ボランティア

そこで危機感を覚えた「ボランティア元年」発祥の地である兵庫県では、「支援する人を支援する」恒久的な制度の創設に挑みました。「1.17」から25年を機に、大規模災害時に派遣するボランティア団体に交通費、宿泊費を助成する恒久的な制度を全国で初めて創設したのです。

コロナ禍の被災地では、思うようにボランティア活動はできませんでした。しかし、被災各地は避難所における感染症対策等を工夫し、それは必ず今後に生かせると思います。

災害ボランティアへ参加するということは過去の災害に向き合う機会でもあり、復興のノウハウを伝承し、さらにより良くしていく場もあります。特に、これから取り組むべきことは災害弱者や外国人に対する支援です。誰もが等しく支援を受けられるように災害ボランティア(特に若者)の背中を押して参加を促す、この制度がその一助になることを切に願います。





03



## 誰一人として取り残さないための 「災害ケースマネージメント」

兵庫県立大学大学院  
減災復興政策研究科 教授  
さかもと まゆみ  
**阪本 真由美さん**

専門は、防災危機管理、防災教育、減災コミュニケーション。JICAにて国際防災協力事業に携わった後に、防災を研究するために博士後期課程に進学。大規模災害から命を守るために、官民連携による被災者支援体制の構築や災害に強い地域づくりに取り組んでいる。

### 全てを失う

被災すると途端に生活困難に直面します。私の友人は、西日本豪雨により自宅の2階部分まで浸水し、住まいを失いました。水が引くまでの間は自宅には近づけず、その後は自宅の片付けに追われました。友人の職場は、豪雨による被害を受けなかった場所にありました。被災直後は仕事を休むことに対し職場の理解があったものの、1週間後に「出勤できないのなら仕事を辞めて欲しい」と言われました。

この災害により、友人は住まいと仕事を同時に失い、生活の見通しが立たなくなってしまったのです。単身で子育てをしていたこともあり、これから先の住まいや暮らしをどうすれば良いのか分からず不安を抱えていたものの、相談する相手もおらず、途方に暮れていきました。

災害で住まいを失うということは、生活の拠点を失うことを意味します。避難所では食事や物資は提供されますが、その後の生活は自力で立て直さなければなりません。住まいが被害を受けた場合、被害の程度に応じ住宅再建に必要な資金の一部を行政が支援する「生活再建支援制度」という仕組みはあるものの、支援を得るには罹災証明書の取得などの事務手続きが必要となり、制度が適応されるには時間を要します。

### 厳しい生活再建

最低限の生活を営むことが難しい場合、生活保護の受給を考える人もいるでしょう。1995年の阪神・淡路大震災では、多くの人々が住まいや職を失ったことで生活が困難な状況に陥り、行政に生活保護を受給できないか相談しに行きました。しかしながら、避難所にいる人々は、元々住ま

いがあつたことや、避難所では食事が提供されていることを理由に生活保護の適応を断られる事例がありました。また、2011年の東日本大震災では、厚生労働省が生活に困っている被災者に対しては、必要な保護費を支給することを行政に通達していたにも関わらず、福島第一原子力発電所の事故により広域避難した人々に対し、避難所では住宅費がかからないことを理由に保護が停止されるという事例がありました。

### 災害時における人権と支援

人道憲章は、全ての被災者は尊厳ある生活を営む権利を有しており、そのための保護と支援を受ける権利があると記しています。しかし、上で示した問題は、これらの権利は市民と行政に周知されていないことを表しています。したがって、災害時の支援について相談できる、行政と市民とをつなぐ役割を担う第三者のサポートを得られる仕組みが必要です。このような仕組みとしてははじめられているのが「災害ケースマネージメント」です。令和5年3月に国は「災害ケースマネージメント実施の手引き」を示しました。また、各地で研修が始まっています。今後更なる体制整備が行われ、全ての被災者が尊厳ある生活を営める社会となることを期待したいです。



# 兵庫県におけるSDGsの取組

一兵庫県企画部SDGs推進課一

県内のSDGs関連情報はこちらのサイトに掲載しています



## SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは?

SDGsは、“Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)”の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げる、世界共通の目標です。

貧困や人権、感染症、環境問題など、私たちは今、数多くの課題に直面しており、このままではこの地球で豊かに暮らし続けることができなくなる、と危惧されています。

SDGsは、人類がこの先もずっと地球で暮らし続けることのできる「持続可能な世界」を実現するために、2030年までに達成すべき17の目標(ゴール)と、その詳細を示す169のターゲット(具体目標)から構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

これらの目標達成には、一人ひとりが課題を自分ごととして捉え、行動することが大切です。



## SDGsに関する県民意識調査

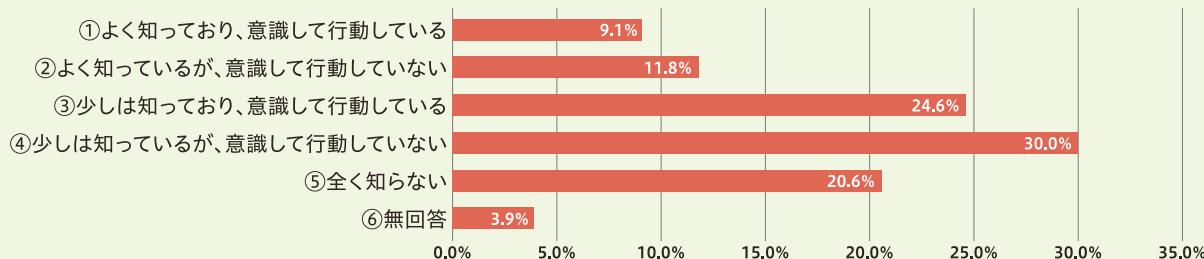
県民の価値観や行動志向、県政へのニーズなどを把握するために兵庫県が実施した「令和4年度県民意識調査」より、SDGsの認知度に関する調査結果をご紹介します。

兵庫県では、SDGsという言葉を知っている人は75.5%と、認知度は高まっています。しかし、依然とし

て、詳しく理解したり、意識して行動したりしている人の割合はそう多くありません。

このため、県では、企業や団体、県民の皆さんの理解を促し、行動変容につなげていただくための取組を推進していくことが大切だと考えています。

Q. SDGsという言葉を知っていますか。また、知っている方は、日常生活の中でSDGsを意識して行動していますか。



SDGsという言葉を知っている人(①+②+③+④):75.5%  
SDGsを詳しく理解している人(①+②):20.9%  
SDGsを意識して行動している人(①+③):33.7%

出典:兵庫県「第28回県民意識調査(令和4年度)」

## 兵庫県における主なSDGsの取組

### (1)ひょうごSDGs Hub

公民連携でSDGs課題の解決に取り組むため、令和4年10月から「ひょうごSDGs Hub」(以下、Hub)を運営しています。参画対象は、企業や団体、自治体、教育機関で、令和5年12月時点では500団体以上が加入しています。

Hubでは主に、公式サイト等で会員の取組や自治体支援策を発信するほか、SDGsの理解・取組促進のためのイベント開催や、会員間のマッチング支援などを行っています。



**HYOGO SDGs Hub**

### (2)ひょうごSDGs WEEK

SDGsに取り組む機運醸成を図るため、SDGs関連事業を期間集中的に実施する「ひょうごSDGs WEEK」(令和5年10月23日～29日)を開催しました。

県内各地でのフードドライブや、障害のある方が働く事業所による商品即売会、職員による清掃活動など、45の取組を県主体で実施したほか、民間企業や団体・学校にも参画いただき、オール兵庫でSDGsに取り組みました。

### (3)ひょうご産業SDGs推進宣言事業・認証事業

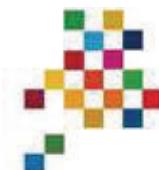
大企業を中心にSDGsの取組が広く浸透する中、SDGsへの対応が遅れる中小企業は、サプライチェーンから排除される等の経営上のリスクが高まっています。

このため県では、SDGs達成に向けて取り組む中小企業等の宣言内容を登録する「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」、宣言企業の更なる取組を県が評価・認証する「ひょうご産業SDGs認証事業」を実施しています。これらの事業を通じて、県内企業のSDGsの取組のさらなる深化を促します。



### (4)ひょうごフィールドパビリオン

「大阪・関西万博」を機に、県土全体をパビリオンに見立て、地域の主体的な活動の現場に国内外から多くの人を誘い、兵庫ならではのSDGsの取組を見て、学び、体験していただく、「ひょうごフィールドパビリオン」を全県で展開します。これは、県内各地で行われているさまざまな持続可能な取組の魅力を、地域の人たちが自ら発信するプログラムで、令和5年11月時点では156件が登録されています。



**ひょうごフィールドパビリオン**  
**Our Field, Our SDGs**  
私たちのフィールド、私たちのSDGs

こうした取組が評価され、令和5年5月、兵庫県は、内閣府の「SDGs未来都市(※1)」及び「自治体SDGsモデル事業(※2)」に選定されました。

SDGsを旗印に、企業や団体、県民の皆さんと連携・協働し、誰もが希望を持って生きられる、一人ひとりの可能性が広がる「躍動する兵庫」の実現を目指します。

※1 SDGsの理念に沿った取組を推進することで、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域

※2 未来都市が実施する事業の中で、特に先導的な取組で多様なステークホルダーとの連携を通して、地域の自律的・好循環が見込める事業





話してくれたのはこの方!



## ヘイト・クライムへの取組

同志社大学法學部 教授

ひがき しんじ

檜垣 伸次さん

博士(法学)。主な業績として、『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察—表現の自由のジレンマ』(法律文化社、2017年、単著)、Hate Speech in Japan: The Possibility of a Non-Regulatory Approach (Cambridge University Press 2021、共編著)など。

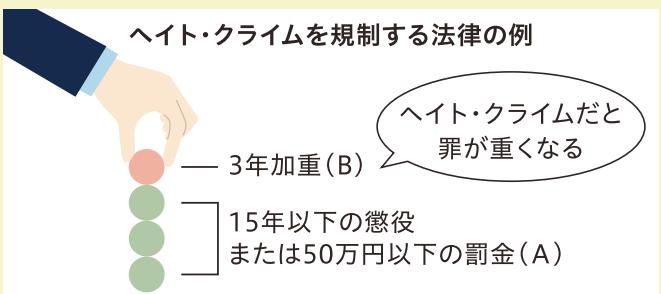
### | ヘイト・スピーチとヘイト・クライム

2010年前後から、外国人や外国にルーツを持つ人々を非常に汚い言葉で罵ったり、その排斥を訴えたりするようなデモ活動がしばしばみられるようになりました。これらの表現活動は「ヘイト・スピーチ」と呼ばれています。日本では、この言葉が広く知られるようになる前から、多くの事件がありました。しかし、ほとんどの人々はそれほど関心を向けていませんでした。しかし、2010年頃になると、上記のようなデモ活動等が活発となり、大きな社会問題となってきました。2016年には、いわゆる「ヘイト・スピーチ解消法」という法律が制定されました。この法律は、ヘイト・スピーチは「許されない」としながらも、刑事罰は科していません。そのため、効力を疑問視する意見も多くありました。

ともあれ、ヘイト・スピーチに対応するための法律が制定され、またいくつかの地方公共団体でも条例を制定して、ヘイト・スピーチに対応しようとしています。ところが、近年では、こうした言論活動にとどまらず、在日コリアンの人々が多く住む京都府宇治市のウトロ地区で放火されるなどの事件も起こっています。これらの事件では、在日コリアンの人々に対する偏見や嫌悪感が背景にあったことが指摘されています。このような憎悪、敵意または偏見に基づく犯罪を「ヘイト・クライム」と呼んでいます。ヘイト・クライムは通常の犯罪と違って、特定の属性(人種や民族など)を理由に相手を攻撃するものなので、直接の被害者だけでなく、被害者の属する共同体の構成員に対する脅迫的な効果をもちうるなどの問題が指摘されます。

### | ヘイト・クライムにどのように対処するか

日本では、ヘイト・クライムに対処する法律は今のところ制定されていません。アメリカやヨーロッパ諸国では、何らかの形でヘイト・クライムを規制する法律を制定しています。アメリカでは、ある犯罪(たとえば殺人や傷害など)がヘイト・クライムであると認定された場合には、通常の場合よりも重い刑罰を科す法律などがあります。たとえば、傷害罪の法定刑は、「15年以下の懲役または50万円以下の罰金(刑法204条)」(A)ですが(ここでは説明のために、日本の刑法を用いています)、ヘイト・クライムであると認定されたら懲役を3年加重(B)することができる法律を想像してください。



日本ではこのような法律がないため、今のところAの範囲内で、動機が悪質であることを理由に比較的重い刑罰を科すべきであると主張されており、実際にそのような方向性を示唆する裁判例もありますが、Aよりも重い刑罰を科すことはできません。

この問題に対処するためには、諸外国のような法律(Bの部分を加重できる法律)を制定することも考えられますが、それだけでなく、啓発や教育などを通じて、ヘイト・スピーチやヘイト・クライムは許されないという社会的規範を作りあげていくことも必要になります。



## 外国からの方々とともに学び合い 一緒に多文化共創のまちづくりへ

こくさいひろば芦屋 代表  
みやけ まりこ  
**三宅 真理子さん**

「こくさいひろば芦屋」(<https://kokusaihirobaashiy.wixsite.com/ashiya>)では、芦屋浜に住む日本人と外国人が、地域で多文化共創によるまちづくりに取り組んでいます。多文化(日本語・外国語・日本文化・外国文化など)を学び合い、地域と連携し多文化を知る機会をつくる活動を行っています。2018年からの地域の方々とのまちづくり活動によって、2021年兵庫県より「知事賞」(人間サイズのまちづくり賞)、2022年国土交通大臣から「第1回まちづくりアワード」(国土交通大臣表彰)を受賞。

**Q 今この活動へのきっかけは何ですか。**

**A** もともとテーブルコーディネーターとして交流の場づくりをしていました。パリ在住時に、ほとんどフランス語が話せないなか片言を使い、地域の公民館で日本料理の一日講師をし、外国人として地域貢献できたことで、地域への愛着、フランス語学習への思いが深まった経験があります。帰国後に地元で見つけた地域日本語教室「こくさいひろば芦屋」へ参加し、2018年に会の代表になったことがきっかけで、地域と連携しながら、「教える-教えられる」という関係性ではなく、外国人とともに学び合い、一緒に多文化共創によるまちづくりに取り組むように切り替えました。

**Q 「多文化共創のまちづくり」のきっかけは何ですか。**

**A** 外国からの方々と学習をしていると、彼女たちの地域貢献・社会貢献への思いを知る機会となりました。そこで一緒に地域活動への参加が始まりました。炊き出しの手伝い、餅つき、夏祭り、ラジオ体操からスタンプラリーへと、自治会や地域の方々からも期待されるようになり、一緒にまちづくりに取り組むようになりました。

**Q こくさいひろば芦屋の主な活動を教えてください。**

**A** メンバーは小学生、中学生、高校生、大人も含めて15カ国のメンバー60名です。毎週、日曜日と火曜日の学習会や、地域活動への参加、また外国人や子どもたちが地域で貢献するイベント多く開催しています。ステレオタイプの外国文化ではなく、子どもたちが自分自身の言葉で語れるような個人の文化を紹介する講座を、外国からの中高生が講師となって、地元のカフェや団地集会所で開催し、私たちメンバーの学びの場と同時に、地域の方々にも喜んでもらっています。

**Q 外国の方々とどのような関係づくりを考えていますか。**

私たちは学び合うという姿勢から、「教える人-教えられる人」というボランティアと学習者の関係ではなく、ともに「メンバー」と呼んでいます。一方的な関係だと「勉強をやらされている」となり、子どもたちの学習意欲に結びつかないかもしれません。学習を始める前に、まずはお互いの信頼関係をつくることを大切にしています。子どもたちの表現や言葉に耳を傾け、私たちが一人一人の個性に興味をもっているということを伝える努力も必要だと感じています。学習は「勉強をさせる」ということではなく「一緒にやる」ということを心がけています。一緒にやることも、お互いの信頼関係を築くことに繋がると思います。

子どもたちについては、一人一人の得意なことを発揮できるような、学校とも家庭とも違う第3の場所(サードプレイス)として考えています。子どもたちがその個性を地域でも発揮できるイベントを開催していますが、自治会、コミスクリ、地元企業などの連携や協力によって成立しています。地元のペタンク競技団体の協力で、子どもたちが大人に混じって全国大会へも出場するなど、地域や社会との多様な関わりをつくっていくことで、地域の方から子どもたちの個性を引き出してもらっていることもあります。また、こうした多文化をもつ子どもたちがいることで、地域の方々にとっても、多文化を知る機会になればと思います。

**Q 地域の方々に向けてメッセージをお願いします。**

**A** いろいろなイベントで、いつも子どもたちの活躍やプレゼンテーションに耳を傾け、大きな拍手を送ってくださっていることが、子どもたちの自信につながっていると思い感謝しています。またこれからは日本語教室というような勉強の場だけではなく、日本人も外国人も同じ地域住民として、楽しみながら地域活動をしていくことが広がるもの期待しています。



# 国際社会と人権

vol.05

現在、理解がますます求められる「人権」について、国際機構論を専門とする望月先生と考えてみましょう。

今回のテーマ

## 75回目の誕生日 世界人権宣言

関西学院大学法学部 教授

もちづき やすえ  
**望月 康恵さん**

関西学院大学法学部教授、前人権教育研究室室長。専門は国際法・国際機構論。著書に『新国際人権入門—SDGs時代における展開』(共著)、『移行期正義—国際社会における正義の追及』(単著)など。



2023年に世界人権宣言は75周年を迎えました。世界人権宣言が国連総会で採択された12月10日は、世界人権デーです。世界人権宣言は、今日、どのような意義があるのでしょうか。

第一に、世界人権宣言は「すべての人」を対象とした文書です。宣言では、人は生まれながらに自由であり、尊厳と権利について平等であることが記されています。宣言は、生命の権利や身体の自由、思想や良心の自由などの自由権(政府からの自由)と、社会保障を受ける権利や労働の権利などの社会権(政府による自由)を定めています。世界人権宣言の採択の後に、国際社会では様々な人権条約が策定されており、世界人権宣言は人権条約の基礎と言えるでしょう。

第二に、世界人権宣言は、国連のすべての加盟国に用いられています。条約は、国家が加盟しなければ適用されませんが、国連の会合では、世界人権宣言に照らして、人権侵害行為が特定されています。「国連総会決議に法的拘束力はない」とよく言われますが、仮に法的拘束力がないとしても、そのことは、宣言を尊重せずに人権侵害行為を認めることを意味しません。また世界人権宣言の採択の際に、反対票を投じた国はなかったことも、注

目に値します。さらに国家は、国連という国際機構の構成員として、組織のルールを守ることが求められます。世界人権宣言を参考にして憲法や法律を起草した国家もあります。

第三に、世界人権宣言から、人権がシンプルで、日常の生活において実現が目指されることを確認できます。世界人権宣言は英語とフランス語の文書ですが、日本語に翻訳するプロジェクトが自治体や大学で行われてきました。また関西学院大学法学部では、新入生が、世界人権宣言を尊重し大学生活を送ることを入学式に宣誓しています。

世界人権宣言は、普遍的な内容と世界的な広がりをもった文書といえるでしょう。75周年を迎えた世界人権宣言は、現在でも生きた文書として用いられているのです。

### 気になる用語をCheck

#### 世界人権宣言

1948年12月10日、国連第3回総会(パリ)で、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択された。基本的人権の尊重を初めて国際的に表明したもの。



### “弟は僕のヒーロー”

障害者の家族が抱くさまざまな悩みや葛藤について考える

#### 人権啓発映画



いくというジャックの考えは他人には理解しがたいものです。とはいっても、障害者の兄弟であるということがどういうことか理解しようともせず、教条的に彼を非難したり、彼の一家を憐れんだりすることもまたおかしなことなのです。

監督／ステファノ・チパーニ  
原作／ジャコモ・マツツアリオール／2019年製作／イタリア・スペイン合作／102分

1月12日より 全国公開

©COPRIGHT 2019 PACO CINEMATOGRAFICA S.R.L., NEO ART PRODUCCIONES S.L.

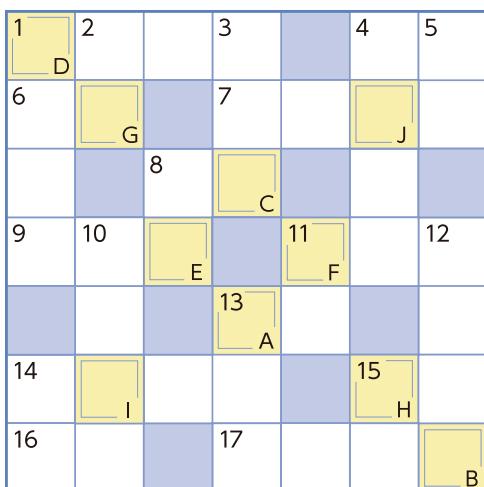
# ふれあい サロン

とても便利な

投稿&クロスワードで  
オリジナル3色ボールペンを  
プレゼント！



アルファベットを順番に並べると、何という言葉になるでしょう？



## たての力ギ

- ① 細胞分裂で増殖する単細胞生物
- ② 会社\_\_\_公務\_\_\_銀行\_\_\_
- ③ 汽車がポッポーと鳴らします
- ④ 料理をするときに身に付けます
- ⑤ 十二支でウシとウサギの間
- ⑥ コンパスで書くことができます
- ⑦ 手品の種や仕掛け
- ⑧ 所得\_\_\_消費\_\_\_相続\_\_\_
- ⑨ 足し算の結果
- ⑩ 組織の長をこう呼ぶこともある
- ⑪ 料理を載せます
- ⑫ クロスワードパズルで文字を入れます



## よこの力ギ

- ① 混み合う飲食店などで、知らない人と同じテーブルになること
- ② 2024年のは辰(たつ)です。
- ③ うどんや焼きそばなど
- ④ 和食の定番となっている揚げ物

- ⑧ 電車が止まります
- ⑨ リレーで走者から走者に受け渡されます
- ⑪ 宝くじには一等の\_\_\_賞があります
- ⑬ 地上に起こる異変。「天変\_\_\_」

- ⑭ キーパー以外は手を使えません
- ⑮ 白星は勝ち、では黒星は？
- ⑯ ことわざ「\_\_\_あれば苦あり」
- ⑰ 庭園などで水をふき上げます

11・12月号の答え ナクソウハラスマント



読者からのお便り 11・12月号を読んで

いつも楽しみにしています。いろいろと考えることが意外に多いことに気付かれます。ハラスマントは自分の知らない間にされたりしたりしたかもしれない、気をつけたいと思います。

(西宮市 くつきーさん)

いつも興味深く拝見させていただいている。今回の障害をもたれている方のお話や蓮池さんの期限付きの交渉のお話など、とても気になりました。今後も色々なテーマの読み物を期待しています。

(川西市 カズミさん)

「読者からのお便り」の投稿掲載者（令和6年3・4月号）とクロスワードの正解者（抽選で10名）とに、「オリジナル3色ボールペン」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どうぞご投稿、ご応募ください。

\*投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

### 応募方法

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前（ペンネームを使用の場合も要併記）、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り

令和6年2月15日(木)必着

### 応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内  
(公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係  
TEL:078(242)5355/FAX:078(242)5360  
Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

\*応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



# 情報ぶらざ

## INFORMATION

### 令和5年度人権啓発ビデオ『大切なひと』が完成しました。

#### テーマ ネット社会における部落差別と人権

～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～

作品内容 この物語の主人公・愛依は、学友の大哉がインターネットに投稿する動画が、被差別部落について差別的であることに気づきながらも言い出せずにいました。幼少期に可愛がってもらった綾女の住居が動画内において差別を助長する内容で晒されたことをきっかけに、愛依は動画を削除するよう告げ、過去に綾女にしてしまった差別につながるような自らの過ちとも向き合います。

(字幕副音声付/34分)

出演者 山口まゆ、田中偉登、若林元太、智順、長内美那子ほか

企画 兵庫県、(公財)兵庫県人権啓発協会

企画協力 兵庫県教育委員会

制作 東映(株) 販売 東映(株)営業推進室 ☎03-3535-3631



### のじぎく文芸賞・HYOGO人権啓発動画コンテストの入賞者が決定!!

#### のじぎく文芸賞

賞名	部門	部	作者名(敬称略)	作品名	賞名	部門	部	作者名(敬称略)	作品名
最優秀賞	小説	/	中田あきこ	私は、大丈夫	優秀賞	随想	一般	コスモス	安心感を伝える存在に
	隨想	/	七草かまど	刻む		学齢	白川遙人	優しさで広がる世界	
	詩	/	森本宝乃実	いのちの命		詩	一般	ひの朱寝	ひかりのようなこえでした
	創作童話	/	原口来瞳	二人が生きるということ		学齢	北口紹希	大切な人たち	
優秀賞	小説	一般	梶本千紗姫	あの雨の日に		創作童話	一般	鰐喰太郎	お母さんといっしょだから
		学齢	大西莉央	春にあかりは輝きだす		学齢	らいおんねこ	優の挑戦	

\* 学齢=学齢児童生徒(中学生以下)

#### HYOGO人権啓発動画コンテスト

賞名	応募者名(グループ名)	所属団体	作品名
最優秀賞	神戸学院大学附属高等学校 学院スマイル	神戸学院大学附属高等学校	こころ
優秀賞	兵庫県立伊丹北高等学校 放送委員会	兵庫県立伊丹北高等学校	あなたの一言が誰かを救う
	兵庫県立東播磨高等学校 放送部	兵庫県立東播磨高等学校	暗闇

#### 谷五郎の笑って暮らそう



ラジオ関西「谷五郎の笑って暮らそう」(毎週火曜日10:00~13:00)の12:30頃から、「ハートフル・フィーリング」のコーナーで「きずな」の記事の紹介や寄稿者へのインタビュー等を発信しています。



今号の記事に関連した人権クエスチョンを表紙で取り上げています。

今回の表紙は、城崎温泉やスキー場など冬を楽しむスポットが盛りだくさんの但馬地域。コウノトリの郷公園では、保護・増殖活動に注力しているコウノトリをたくさん見られます。発生が危惧されている南海トラフ巨大地震では、約

238.6万棟の住宅が全壊すると推測されます(東日本大震災の約20倍)※。災害はいつ、どこで起こるかわからず、自分が被災者となる可能性も十分にあります。他人事だと思わず、社会は被災者へどのような支援をするべきなのか考えてみましょう。

※出典:内閣府公式サイト「防災情報のページ」(<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/hokenkyousai/hiyou.html>)

「きずな」は、当協会ホームページからもご覧になれます。

兵庫県人権啓発協会



兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内  
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 [info@hyogo-jinken.or.jp](mailto:info@hyogo-jinken.or.jp)

2024(令和6)年1・2月発行